

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係  
沖縄における国県有地 国有地払い下げ問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43652">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43652</a>

沖繩所在國有地の林松下に於て

大蔵省

蔵管第 3152 号

昭和 32 年 9 月 17 日

外務事務次官 殿

大蔵事務次官 森 永 貞



琉球列島所在国有地の払下について

総務本  
事

民  
入

総理府南方連絡事務局長からの通知によれば、琉球列島米国民政府は、琉球政府の開拓移住政策を促進するために、移住地域における日本国有地の払下を内容とする琉球列島米国民政府布令を近く公布する模様である。かかる民政府布令が日本国政府との協議なしに公布されることは、国有財産管理上、重大な問題なので、公布前に、日本国政府にあらかじめ協議するよう、貴省を通じてアメリカ合衆国政府に申入をお願いする。

回覧番号  
米-1251-537



ア  
ア  
局長

ア  
ア  
局長

寫

別  
紙  
三  
分

大 藏 省

藏管第3182号  
昭和32年9月17日

外務事務次官殿

大藏事務次官 森永 貞一郎

琉球列島所在固有地の松下  
について

総理府南方連絡事務局長からの通知によれ

ば、琉球列島米国民政府は、琉球政府の開拓移

住政策を促進するために、移住地域における日本

固有地の松下中も内容とする琉球列島米国民政府

布令を近く公布する模様である。かかる米政府布

令が日本国政府との協議なしに公布されることは

固有財産管理上、重大な問題なるを、公布前に

日本国政府にあらかじめ協議するよう、貴省を

通じてアメリカ合衆国政府に申入を願います

る。

(別添 3 (ウ))

沖縄における日本国、県有地に関する  
大蔵・外務・南運打合せ会議(昭和33.  
1.27)における大蔵省側の発言要旨

旧沖縄県有財産は(イ)地方自治体としての旧沖  
縄県自体の財産資金によって取得されたもの、及び  
(ロ)国の補助乃至国の財源によって取得された準国  
有財産と看做されるものがある。

大蔵省としては(イ)の県有財産に関しては包括的に  
琉球政府に対し無償で所有権を移転する用意が  
ある。(ロ)の県有財産及び国有財産についても、琉  
球政府が(ロ)の県有財産及び市町村の公共<sup>目的</sup>又は現  
地位民の共同利益のため松下げを希望する場合  
はそれが合理的と認められる限り琉球側の要望

を充分尊重して右公有財産を琉球政府に引き  
渡す対価をもって松下げの意向である。

平和条約の条は「国、公有財産の所有する  
ものを放棄又は移転するものとは解していい。  
従って米民政府が琉球政府に対しかかる公有  
財産を無償又は有償で松下げの動きがあるとし  
れば、今回米側に対し日本政府と事前協議を  
要請する旨の何等かの申入れを行う必要がある。

別添

口 上 書 (果)

( 沖縄にある日本国公有財産の処分に )  
関する件

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表  
するとともに、左のとおり申し述べる結果を有する。

日本国政府が入手した情報によれば、琉球政府  
立法院は、1957年9月27日、旧沖縄県有地財産の管理  
解除に関する要請決議を行い、同政府行政主席は、琉  
球列島米国民政府高等弁務官に対し、右決議文を送付  
して同財産の琉球政府への移管方を申請した処、高  
等弁務官は、行政主席あて1957年11月25日付書簡  
をもって、(1)前記決議において要請せられたごとく

政府の果有財産は、琉球権を移転することは、  
現行の基準にかんがみ、実際の移転は、年(4)月組し、高  
等弁務官は、琉球政府から申請があった場合にのみ、琉  
球政府、市町村、又は個人に対し、日本国固有地及び県  
有地の特定の地区、又はその一部を、その所有権とし  
てに処分することを許可することができると首肯答  
した趣である。

日本国政府は、琉球列島に所在する日本国公有  
財産の処理に関しては、重大な関心を有するので、米國  
民政府が日本国固有地及び県有地の特定の<sup>地</sup>区域  
又はその一部につき、その所有権の移転を伴う  
とき処理を行おうとする場合は、事前に、日本国

政府と協議されるよう要請す。

昭和22年2月

(ア) 領有権 (イ) 領有権

交渉あるに因りて領有権は未だ交渉終了迄合戦の交渉に在り

評書

本件問題に關し一月二十七日勅令で交渉事務にありて大蔵

外務、南運三省の打合と會議を催し少々の交渉結果に及ん

協成し、各者意見は大要次のとおり。

大蔵省側の意見

日清通商手続法は日清通商手続法に因りて日清通商手続法の財政交渉に因りて

取得したるもの、及、日清通商手続法の財政交渉に因りて取得したるもの

外務省

國有財産の取扱ひは、

大蔵省の所管のもの、國有財産に關しは、包括的に環球政府に無償で所有権、

移轉す、中意がある、日清通商手続法及び日清通商手続法の環球政府に無償で所有権、

日清通商手続法は、日清通商手続法の共同利益のため神戶と希望す、協会は、

合理的に認め、日清通商手続法、日清通商手続法、日清通商手続法、日清通商手続法、

日清通商手続法、日清通商手続法、日清通商手続法、日清通商手続法、

平和條約の署名、日清通商手続法、日清通商手続法、日清通商手続法、日清通商手続法、

外務省



しのは解<sup>く</sup>といふ。然る米六政府が琉球政府に付しからる公有財産  
を無償又は有償に押下置。動きがあるにすれば、今日米側は対し日政府  
と善好協定<sup>を締結する</sup>を行わしめ、<sup>米側は</sup>何等かの申入れを行つて要がある。

南運の意見

大蔵省側の意見は、同意見であるが、本件情報はついで米側は確かめることとし  
持て國公方面等の関心をも考慮し日政府に二の<sup>見解</sup>を二の降米側に  
寄せておくにこがば要がある旨を強調した。

南運の意見

前に趣意の村中大臣と行つては、<sup>日米間の</sup>所有権論争もなほ狭小であるので、  
<sup>米側の</sup>構想として琉球側として日政府に付し善好協定を行わしめよう  
内閣の工作を進める案を提呈した。大蔵省 南運側にも難色  
を呈した。

三宅岩下見  
中山 岩下見  
地東P.117  
35.1.11

西表國有地処分計画  
外務、大藏、打合せ会議概要

35年1月9日午後10時 於大藏省管財局長室  
出席者 大藏側、管財局長、総務課長、玉野一課長  
秘書、有賀、宇山、柳波、  
外務側、三宅岩下見、中山地課長、小林管  
業課課長、若谷調査官、小和田課長

1. 外務省三宅岩下見、中山地課長P.1、報告  
使館の申入の旨、西表島に於ける国有地の概  
下の案(柳波案)を中心に、本邦下付の案の不足  
の至、大藏側の意向、外務省の対応態を草  
に説明、特に三宅岩下見の、外務省幹部の  
意向は、本年は日本の財政権を以て、大藏省の  
意向を、協議の的として、協議を以て、大藏省

又、沖繩返還案、視察の、所業の、實際的、建設的  
の  
解決の、方針、を以て、意見を述べ、総論、に入、る。

2. 総論、了、す。

(1) 国有地の、現状、調査、大藏側(局長、

総務課長)より、西表島に於ける国有地の、現状、を

説明、大藏側より、一方の、概算、を報告、す。

是、を、以て、又、大藏省の、総合調査の、結果、

次、大藏省の、国有地の、処理方針、を、報告、す。

結果、外務側(三宅岩下見、中山地課長)より、西

表島調査の、結果、大藏省の、調査の、結果、を、比較、し、

比較、し、提案、は、概、意見、一致、す。

(2) 沖繩返還、国有財産の、地位、大藏(



3. 以上の討論を述べ、結論として、

(イ) 西表島に有地心、2月日食、新暦極点

り、東郷の最後地点(1874)を以て中心と

日本の日食を算し、以て其の両解一致。

(ロ) 東郷の西表島の地軸下傾角を停止して算す

の割合は古磁石の北緯北緯向角と算す

加、その割合はより条件、(1) 安史、等心

一、日本国の日食、~~北緯北緯向角~~ <sup>北緯北緯向角</sup> 前提として、

北緯北緯向角の解法を算すの割合はより

の解法、~~北緯北緯向角~~ 北緯北緯向角の割合はより

北緯北緯向角の割合はより、北緯北緯向角の割合はより

条件はより北緯北緯向角の割合はより。

(1) 外務省の北緯北緯向角の割合はより、北緯北緯向角の割合はより

3. 西表島

北緯北緯向角の割合はより、北緯北緯向角の割合はより

北緯北緯向角の割合はより、北緯北緯向角の割合はより



条約局長

法規課長

大

蔵

省

アジア局長

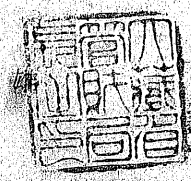
審議官

省務参事官

管秘第5125号  
北東アジア課長  
昭和34年12月15日

外務省アジア局長 殿

大蔵省管財局長 賀屋正



琉球列島の西表(イリオモテ)島にある国有財産の売却処分に関する琉球列島米国民政府布令(案)の取扱について

最近、琉球列島米国民政府において、琉球列島内の八重山群島にある西表(イリオモテ)島の農業開発に関連して、同島にある日本政府の国有財産(土地)を人植者に売却処分する旨の布令を制定しようとする動きがあるが、琉球列島にある国有財産については、去る昭和32年1月参議院議員田中一提出「沖縄に在る国有財産と国土保全に関する質問主意書」に対する答弁書において、「最終的処分については、政府の特別の諒解を要する」と考える旨政府の公式見解を示していることにかんがみ、本件については、日本政府とし

北東アジア課長  
34.12.16  
127  
34.12.17  
アジア局長  
34.12.28  
局長附

34.12.16  
127  
34.12.17  
アジア局長  
34.12.28  
局長附

て、米國に対し下記のとおり申入れを行うのが妥当と思われるので、おしと取りはからい願いたい。

大 蔵 省

記

- 1 琉球列島米国民政府が、琉球列島にある国有財産を処分しようとするときは、あらかじめ日本政府の諒解を得るべきであること。
- 2 今回の西表(イリオモテ)島にある国有土地の処分については日本政府において、財産の実態をほとんどは握できない現状にあるため、この際、売却等の最終的処分は見合わせ、貸付として処理されたいこと。  
なお、合衆国政府の本件処理に伴う日本国の合衆国政府に対する対価の請求権については、平和条約第3条地域(奄美群島を除く。)に所在する日本国の国有財産の合衆国政府による使用等に伴う対価の請求権とともに後日の特別取極の主眼とすること。
- 3 西表島の総合開発計画、特に、処分予定地の所在、数量、地目別坪当り単価等の計画内容を、できるだけ詳細に通報されたいこと。

CONFIDENTIAL

January 6, 1960

CONFIDENTIAL

米價の調整

With regard to possible differences between the Governments of Japan and the United States concerning interpretation of the Peace Treaty and the question of compensation, it is the view of the United States Government that while the Government of Japan presently retains nominal title to the land in question, the United States as administering authority has a complete power of disposition of such lands in the public interest to the same extent as the Government of Japan could dispose of lands in the public interest. While it would not be proper for the United States to retain the proceeds for its own exclusive use, it is in order for the United States to use the proceeds for the general expenses of Government in the Ryukyus, just as the Japanese Government could do. No special benefits to the United States will accrue from the sale of the lands, the proceeds of which will be placed in a special fund used to maintain the property of the Japanese Government, to assist the Government of the Ryukyu Islands, and for other governmental purposes in the Ryukyus.

It would be unfortunate if the development of the Iriomote Island, in which the Japanese Government is cooperating, should be delayed because of legal differences. The United States Government accordingly proposes to defer any attempt to resolve the basic legal issues, and to act upon the current problem without prejudice to the position of either side on the legal question.

Since the cooperation of the United States and Japan regarding the Iriomote survey has already been announced and has met with the most favorable reception, the United States Government would prefer not to delay unduly the promulgation of the ordinance, although it desires to take into consideration the views of the Japanese Government as to the timing of promulgation. Since the lands involved are already occupied by settlers, it is felt that there is no need to await completion of the survey before promulgating the ordinance.

The issuance of the ordinance is in response to a request by the Government of the Ryukyu Islands, and it is the understanding of the United States Government that the request, when formally presented, will state that the ordinance is in the judgment of the Government of the Ryukyu Islands an essential incentive to settlers to improve the lands they now occupy and is a necessary prerequisite of the over-all development program.

The prices of the lands were recommended by the Government of the Ryukyu Islands and are slightly less than the Government of the Ryukyu Islands previously paid in purchasing private and municipal land in Iriomote. These prices are considered justified to assist in the development of Iriomote.

In order to avoid the impression of a mass distribution of Japanese Government land, the ordinance has been confined to specific blocks, and future ordinances will be in accord with this policy. Moreover, future

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

-2-

ordinances will be enacted only after full consultation with the Government of the Ryukyu Islands and a determination that the disposition of such lands is clearly in the interest of Ryukyuan development. The intention would be to inform the Japanese Government in advance of each land transfer.

It is sincerely hoped that the Japanese Government will recognize that the sole objective of the United States in disposing of such lands is to improve the welfare and well-being of the people of the Ryukyu Islands and to promote their economic advancement.

If the Japanese Government should consider it necessary, there would of course be no objection to its publicly stating that it had reserved its position on the legal question. In this event, however, the United States Government would hope that the Japanese Government might add that it regards the use of these public lands as essential to an effective development program for Iriomote which is strongly in the interest of the Ryukyuan people.

CONFIDENTIAL

極秘

西表島固有地拓下中心図

日米合議要旨

北東P2/P2 日記

1. 10月10日、在東京大使館 (7.5.5.2.5.4-及7.5.5.2.5.4- 葉書記者、7.5.5.2.5.4- 葉書記者) 2 外務省P2/P2局 (宇山参事、島島洞書長、潮子ら)

49 合議要旨

米側P7、米民政府は琉球政府の要請に基

づき、第2 10月14日、西表島固有地の一部拓下

の命令を公布する予定で、7.5.5.2.5.4- 政府、訓令

を日米政府に通知する、旨を申出た。

日米側P7、本件は7.5.5.2.5.4- 外務省と琉球政府間の

協議の上、本年1月日米政府の法的見解を基

大蔵省 (訓令) 外務省 (訓令) 拓下 (訓令) 日米政府 (訓令) 日米政府 (訓令) 日米政府 (訓令)

日米政府は琉球政府の要請に基

づき、第2 10月14日、西表島固有地の一部拓下

の命令を公布する予定で、7.5.5.2.5.4- 政府、訓令

を日米政府に通知する、旨を申出た。

日米側P7、本件は7.5.5.2.5.4- 外務省と琉球政府間の

協議の上、本年1月日米政府の法的見解を基

づき、第2 10月14日、西表島固有地の一部拓下

の命令を公布する予定で、7.5.5.2.5.4- 政府、訓令

を日米政府に通知する、旨を申出た。

日米側P7、本件は7.5.5.2.5.4- 外務省と琉球政府間の

協議の上、本年1月日米政府の法的見解を基

づき、第2 10月14日、西表島固有地の一部拓下

米政権は、南島の国有地売却の問題について

日本政府、特に大蔵省の意向につき、充分に検討し、

日本側の立場も充分に考慮し、また、強硬な立場を

変える決心、

が、実際問題として、南島の入植者も土

地所有権を承認する以外、同等の入植者、南島

に適用しない。

が、法律問題として、日本側の見解の相違

に認め、米政権は、日本政府の施政権を

認めつつも、南島の国有地売却の同等の立場を

公共施設のため、国有地売却の権利を有す

る見解を表明しない。

が、米政権は、この措置は米側心であり、環

球組織の正式な審議を基として、環境保護

の面でも重視し得る。

以上の理由から、在日米大使館の中心として、米政

権売却の交渉方針を決定した。日本の信託

案の刷新を希望し、その結果として11月20日以降

の連日間にこの中心最終決定がなされた。各

国に通知。なお、日本側の現地調査等は、

日本側が同野郎の管理権を有する点の奇観を懸

念の意味から、要請を表明し、必要情

報は、この点についても提供し、用意する旨を

米側へ、日本側心同様の日本側見解の相違を



外部に表明するに注意せらるべし。若し本措置

心算に日本領土に之の法的権利を保持す。この声

明を棄てざるべきに注意せらるべし。この指し付けは国民の

公益福祉のためには日本領土に之の法的権利を

返却を強要せらるべし。と述べらるべし。

右心算に、日本領土に、日本領土に及ぶ国民の利

益のためには、必要に依り、米領土に日本

固有地を返却せらるべし。平和条約締結

心算に米領土に日本固有地を返却し、能くして

公権の管理権を回復せらるべし。日本領土に

返却する権利を主張せらるべし。之

法律問題に關して国際司法裁判所の提訴を

北條の件

北條の件に關して日本領土に固有地の利益を

保持し、及ぶ国民の利益を。 (1) 所有権の行使は日

本領土に及ぶべきに (2) 之の行使は固有地

に帰属せらるべし。 (3) 評価

が一適正なるべきに (4) 之の行使は固有地

に帰属せらるべし。 (5) 評価

が一適正なるべきに (6) 之の行使は固有地

に帰属せらるべし。 (7) 評価

が一適正なるべきに (8) 之の行使は固有地

に帰属せらるべし。 (9) 評価

が一適正なるべきに (10) 之の行使は固有地

1. 1 爲著議及之第 2 12. 日 9. 20 新明法  
如立均也前提之 12 9 止 12. 日 9. 20 新明法  
在環球如能... 利益之... 同知解之... 後... 12 9 止 12  
2 月 21 日 12 9 止. 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止  
第 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止  
提第 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止  
意向也新... 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止  
申入 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止  
12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止  
和之... 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止. 12 9 止 12 9 止

極 秘

アジア局長

宇山参事官

北東アジア課長

西表国有地松下山問題  
心図と外幣と意打合せ概要

北東アジア課

35.11.10

日米塔行、11月10日午後4時 松山参事官

吉澤茂田、大島側、山下管財局長、同局

佐竹調査員、同局、同課、同課

外幣課

外幣課、宇山参事官、小林参事官

打掛地課長、高島調査員、潮、十、

松山参事官

35.極 秘  
局長附

3535

打合せ概要

宇山参事官、松山参事官、10月5日、

11/12日、西表島日米国有地の松山側心図と松山

11日打合せ決定と高島に送致するに、

心図と外幣との打ち合わせ、該国有地9月4日

松山側心図と外幣との打ち合わせ

松山側心図と外幣との打ち合わせ

松山側心図と外幣との打ち合わせ

松山側心図と外幣との打ち合わせ

1. 現行松山側心図と外幣との打ち合わせ

松山側心図と外幣との打ち合わせ

松山側心図と外幣との打ち合わせ

外務省

件は適任者の選任を認めたため、現地調査の  
必要が生じたこと。假令、米国の資料提出を  
求めたとしても、その結果が如何なるに  
入りか（存続の決定条件）、松下の目的は清  
華の存続に決定条件に適合するものではない  
ことは至極明かである。自然、特別立法に於  
ては、これを判断する。  
2. 特別立法による琉球返還の可否は、  
特別立法の目的と目的と一致せず、無常流渡り  
の論議、その他の事柄もまた由緒上の難問を解決  
する、此の点の可否、如何なる意向表明の  
ために、米側との相対的関係を要するものではない

指差された無条件に松下の目的を延期す  
ることも、折衝に必要なら、その旨を以て  
時に、国会に立法提案の可否を即答する、如  
何なる旨を、米側から如何なる旨を、その旨  
果ては米側からの計画の可否を以て、遂に  
その旨を（第11の如き状況下）その旨を以て保証  
し得る。諸他の、予測困難な要素を急迫に置  
く限り、上述のことは、今直ちに特別立法措置の  
確約に踏み切らざるべし。又外務省  
に於て、その旨を以て、如何なる旨を、如何なる旨を  
その旨を以て、如何なる旨を、如何なる旨を  
2. 外交取極めを以て、如何なる旨を、

大抵は、その内情より内容を把握するに由り、

客観的取極めにより、環球政策の発展を

可能にするや、此提言あり、外幣は、この場合

も国会承認の必要上、国会決議の対策として

この提言は立派な方針と同様であり、且一取

極め内容は米側が最も嫌がる所存の所

に、聞きたる双方の立場の対立に解るべきを(等

分)の如くも考へ、この方針同様、米側の受

入に要する方針の見解を述べ、

① 各都府の心より貸付方式を採入の案

大抵は、一極の折衷案として、米側が入極

者に対し、特許沖港権取極めの際、該国府

地が、折中案の案を確定するに由り、

則ち右の如く、これに貸付方式(無償で差

支払い)の方式を採入の案として、

か、この場合は外務大臣の奉使向の往復書

簡を以て、双方の意思表示を承認するに由り、

これに由り、この提言は、この提言が

あり、協定の提言、この提言第一に、米側

に折衝するに、意見が一致し、取極めは、

右提言の如く、案の骨子を起草し、各都府に

送付するに、由り、 (11月12日、右提

言の案を精査して) (1914)

1960-11-16 米大 校

(別添)

Tokyo, November , 1960

Excellency:

I have the honour to refer to our recent conversations regarding disposition of Japanese Government owned public lands in the Iriomote Island to individual settlers in the public interest.

It is the view of the Government of the United States of America that the use of these public lands will be most desirable for improvement of the welfare and well-being of the people of the Ryukyu Islands. In particular, an allotment of the lands in question to those settlers on a stable and lasting basis will be an essential incentive to the settlers to improve the lands they now occupy.

Therefore I have the honour to propose on behalf of the Government of the United States of America to take the following steps concerning this subject matter.

1. The Government of the United States of America will lease the lands in question through the Government of the Ryukyu Islands to individual settlers with or without a recompense of rent.
2. The Government of the United States of America will simultaneously inform through the Government of the Ryukyu Islands to these individual settlers the intention of the

- 2 -

Government of Japan that the lands to be held under lease will be fully transferred to the settlers in the event of the termination of the United States administration in the Ryukyu Islands. This eventual transfer will be on conditions not less favourable than in the case of a similar transfer within Japan of uncultivated lands, and will be at such a price as to be fair under the circumstances at the time of the settlement.

I have further the honour to propose that this Note and Your Excellency's Note in reply shall be regarded as constituting an agreement between our two Governments on this matter, which shall take effect on .....

I avail myself .....

(Reply)

Tokyo, November , 1960

Monsieur l'Ambassadeur:

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of November , 1960, which reads as follows:

"I have the honour .....

..... of the settlement."

I have further the honour to accept the above proposal on behalf of the Government of Japan, and to confirm that Your Excellency's Note and this Note in reply shall be regarded as constituting an agreement between our two Governments, which shall take effect on .....

I avail myself .....



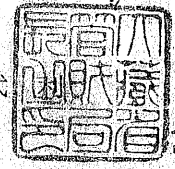
外務省  
 条約局長  
 大蔵省  
 (別送)

アジア局長  
 参事官  
 総務参事官  
 北東アジア課長

管秘第 4724 号  
 昭和35年11月12日

外務省アジア局長 殿

大蔵省管財局長 山下 武



琉球西表島所在の日本国国有地の処分について

標記のことについては、日本国政府として米国政府に対し別添のとおり申入れをすることが妥当と思われるので、よろしくお取り計らい願いたい。

本信は大作の十一月十日の指減の節である。  
 条約局と表現等にも指減し  
 この節で米側と折衝したらし

35.11.12  
 221

回覧番号  
 亜北 3825





## 大 蔵 省

琉球西表島所在の日本国国有地の処分に関する  
対米非公式申入れ

琉球西表島に所在する日本国国有地を琉球住民に入植させるために、米国政府がこれを処分することについては、既に日本国政府の法の見解を米国政府に伝達しており、現在も両国政府の法の見解の一致を見るに至らない状態にあるが、日本国政府は、なお従来からの見解を変えることは困難な状態にある。一方米国政府は、西表島の入植に関して早急にこのための布令を発出すべき事態にあると思われるので、日本国政府は法の見解の不一致を回避し、かつ、事態に即応した次の提案をする。

- 1 米国政府は、琉球政府を通じ、入植する琉球住民に西表島所在の日本国国有地を入植のために有償又は無償で貸し付けることとし、日本国政府は、この措置について異議をのべない。
- 2 米国政府は、琉球政府を通じ、入植者に対し「その借り受けた日本国国有地は、琉球諸島に対する施政権が将来日本国に返還されるに至つた場合に、日本国内の未墾地を入植者に譲り渡す場合と同様の条件で、かつ、入植時の状況を考慮した適正な対価で譲り渡されることとなる」ことを約すること

## 大 蔵 省

とし、日本国政府は、これを了解し、施政権が日本国に返還された場合には、これに伴う必要な措置をとる。

- 3 以上については、日本国外務大臣と在日米国大使との間で書簡の往復をもつて了解事項とする。

宇山参事官

北東アジア局長

西表固有地問題の図5の 外務  
大臣両省打合せ概要

iep 記  
56.1.16

日時 1月16日 外務省PCP局長室  
出席 宇山参事官 北東亞局長  
高島、朝、中、田、野、吉  
大塚、佐竹、調査員、石井、一、津、有、等  
菅野、外、1名

議題 1. 西表固有地地下15"の図  
2. 半領土の提議のつら "オガ、5-6、7-10" 才  
3. 西表固有地地下15"の図  
4. 西表固有地地下15"の図

2. 外務省の提議の具体的な内容  
3. 西表固有地地下15"の図  
4. 西表固有地地下15"の図

5. 西表固有地地下15"の図  
6. 西表固有地地下15"の図  
7. 西表固有地地下15"の図  
8. 西表固有地地下15"の図

9. 西表固有地地下15"の図  
10. 西表固有地地下15"の図  
11. 西表固有地地下15"の図  
12. 西表固有地地下15"の図

そのほか、各省の意見は

と記載した。そのほか、

と、日、米、両者の地位を

と、日、米、両者の地位を

と、日、米、両者の地位を

と、日、米、両者の地位を

と、日、米、両者の地位を

と、日、米、両者の地位を

別添 (1)

大 蔵 省

(別添)  
2

西表島国有地払下げ問題に関する処理について

36. 1. 16

國 有 一 課

西表島開発のための国有地払下げについては、処分権の所在に関する争を早急に解決することは容易でないが、払下げの必要性については争がないので、差し当り、本件に限り、次により処理することとする。

- 1 西表島の国有地につき、平和条約第3条の規定により米国が保有する権限を、琉球政府に移譲するための措置を講ずることについては、日本国は異存がない。
- 2 琉球政府が国有地を農民に譲渡することについては、(当該譲渡により農民が完全な所有権を取得することは、日本国の従来の主張から同意することはできないが、)、従来の日本国の法的立場がそこなわれることとはならないとの条件により了解することとする。
- 3 西表島に対する入植政策に協力し、農民の地位を尊重するため、施政権返還に伴う最終取極の際、国有地の農民への売渡しについては、日本国は、好意的に考慮する。

沖繩地区に所在する国有財産の現況等の調査依頼について

昭和五二年  
第一課

昭和五二年三月三十一日現在における国有財産増減及び現在額統計算等の資料を基礎として整備された国有財産台帳その他により、当局の

沖繩地区所在の国有財産として把握しているものは別添「沖繩地区国有財産調査」(戦後同地区において取得した不念恒念等五項。)

のとおりである。しかし以上の国有財産については現在同地区が特殊事情のもとにおかれているためその一部を除きその現況等の把握がまわめて困難な状態であるなど、同地区の国有財産の現況等につき、下記のとおり調査を方願いする。

調査への同意書に關しては本年五月末までに御同趣を占願いする。おこなへの調査は実施地において行なう必要はなからずて判明する限りの書面により行なうてさしつかえのないかたを申し添える。

記

国有財産の照合に關して

(1) 別添の沖繩地区国有財産目録(以下目録という)に記載されている国有財産と琉球政府の欠品とを照合する。

(2) この結果両者の財産の区分数量が符合するものについては、目録書の口座名欄に(合)の記号を付す。  
(3) その財産が保持されていないが財産の区分数量にあって一致しないときは(空)とし区分数量欄は横線を引いて訂正表示し判明する限りその理由を記し本欄外に簡記する。

(4) その財産が保存されていない場合における説明する限りその理由  
現法に相外に簡潔とする

(5) 旧陸海軍所有財産の財産及び田沖繰り果を合知事公倉等日内所有物  
等の財産については最終処分における国有財産台帳及び関係資料の  
その米等による積算を欠くこと調査から脱逃してはるものについて  
は同一の様式により資料を作成し末尾に添付する。

2 国有財産の取扱いについて

国有財産の取扱いに際し、期間満了の米国民政府使用及び航空  
球政府使用に係るものは、その用途に適合し、公共用、公共用、併付の  
償還債の別を付する。未利用、用途不明その他等は、租税公課に  
納付の困難を有するに或る程度の用途に適合し、又は、宿舎、  
公園、道路、水路、学校、病院、住宅、社会福祉施設等とが、

3 国有財産の管理取扱いについて

国有財産の管理取扱いに適合し、用途に類別して管理取  
扱及び管理の態様等は別紙に取扱う。

4 国有財産から生ずる収入等について

国有財産の管理取扱いに適合し、用途に類別して国有財産  
の管理に伴う収入、管理に要する費用、管理等の取扱いに  
別紙に取扱う。

外務省

沖縄にある日本国政府並びに県の所有地に関する下記の事項について照会する。

単位：エーカー

国所有地 県所有地 計

- a 米国軍隊で使用中の土地面積
- b 琉球政府と市が
- o 個人及び法人(団体)に貸貸中の
- d その他の土地

2 御参考までに日本国政府大蔵省が1942年に調査した琉球諸島全体の日本国政府並びに沖縄県の所有地の合計面積を示す表を添付します。

比較(琉球民政府調査資料)

a 国所有地		国所有地	
土地	100011 エーカー (122413737坪)	その他の土地	389172 エーカー
建物敷地	15 " (18207")	森林地	8689488 "
計	100026 " (122431944坪)	計	9078660 "
b 県所有地			
土地	3363 エーカー (4115659坪)	森林地	528076 エーカー
建物敷地	22 " (27034")	その他の土地	68482 "
計	3385 " (4142694坪)	計	596558 "
o 総計	103411 " (12657468坪)	総計	96752 " (11842468坪)

琉球列島米民政府  
高等弁務官事務所

1952年4月3日  
A.P.O. 331

沖縄県那覇市米國領事館  
総領事 オルコット・H・デイミンク 殿

情報部長陸軍中佐  
O.P.O.

1959年2月26日付「琉球諸島所在の日本の公有地について」に係る  
高等弁務官あて照会文書について

琉球列島全域において日本国政府並びに沖縄県が所有する土地の全所在地を示す地図を同封す  
る。

上記土地の内訳は、エーカーで示せば下記のとおりでありであるが、これは各群島内にある市の土地  
台帳からとつたものである。

所在地	森林地	その他の土地	計				
日本国政府 沖縄県	森林地計	日本国政府 沖縄県	その他の 土地計	群島別 土地計			
沖縄群島	276,587.3	329,394.9	1,767,734	608,544	2,375,888	353,537	
宮古 "	111	0	111	86,664	6861	93,525	93,636
八重山 "	592,350.4	0	592,350.4	1,257,774	767	1,265,441	605,004.5
計	868,948.8	5,280.76	921,756.4	3,891,722	684,882	4,576,544	967,521.8
	(106,359.333坪)		(47,634.65坪)			(118,424.668坪)	

琉球列島米民政府琉球財産管理官の保管に係る森林地は、琉球政府経済局森林課で管理して  
いる。

森林課は、伐採、整理の対象となる樹木を決定し、その売却を行ない、また、再植林計画を  
遂行する。下記の表は森林財産として区分した土地に関する種類別数量である。

所在地	針葉樹林	闊葉樹林	混合林	立木伐採 による荒地	原野	その他	計
沖縄群島							
日本国政府所有	149,357	234,269.4	1,963,779	24,893	193,661	331,991	2,765,873
県所有	528	510,544	6,601	317	33,227	67,59	528,076
宮古群島							
日本国政府所有	—	—	—	—	—	111	111



八重山群島

日本国政府所有 19548 5527222 17778 213838 99515 46203 5923504  
 総計 169433 8380460 220156 239048 122203 86264 9217564

その他：道路、沼地、池、植林用地

再植林

所在地

沖縄群島

年度 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 計

計画の種類

新植 2318 8424 2177 2854 3319 2926 1208 2347 1282 26855  
 播種 2224 39471 4134 — 338 — 2409 131 52926  
 補植 — 5891 47461 6311 628 665 147 21 7685 70322  
 間引き 47013 6202 4075 60379 53423 1811 40433 23798 19706 256841  
 計 57555 59986 57849 69544 57369 8782 43112 28765 29283 406944

保存林の再植林 (沖縄)

年度 1956 1957 1958 1959 計

計画の種類

新植 2113 2301 189 — 6304  
 播種 393 — 015 — 408  
 自然発生 2506 2301 1905 — 6711  
 補植 168 625 373 119 1285  
 間引き — — — 857 857  
 計 2674 2926 2278 976 8854

再植林

所在地

八重山群島

(イリオモテ)

年度 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 計

計画の種類

新植 494 494 539 — 413 247 017 341 2545  
 播種 — 4695 — 247 1977 885 — — 7803

自然発生	—	—	—	—	—	—	5,135	5,135
補植	—	099	4942	657	247	3645	9286	6074
間引き	—	494	4942	9553	12128	15711	1562	9129
計	494	5782	10423	10457	14764	20487	10865	18678

沖縄北部の森林地の一部は、合衆国軍隊が使用しており、これを立入禁止区域とするための道路を敷設するようにしている。そのうえで道路が敷設されている。

この森林財産は、森林について最大限の保護を与えること及び地元民による共同使用を許可することなどを定めた制限規定に基づいて使用されている。森林課はこれらの内部的調整後の森林地について管理を行なうに当り、米国の使用を禁じてはならない。米国並びに琉球政府は、政治的に必要なものとして、日本の公有地を使用している。その他上記土地の一部について、地元経済発展に資するため、市当局への申請に基づき、かつ、それを調整したうえで、貸付けを行っている。

地図3枚在中